

令和2年6月吉日

ご利用者様・ご家族様 各位

みどりの風おかべ 通所介護事業所  
理事長 三輪誠

「感染拡大を防止する事業所対応を適切に評価する措置」についてお願い

日頃よりみどりの風通所介護事業所(デイサービス)をご利用いただき誠にありがとうございます。

先日厚生労働省より6月1日に示された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(介護保険最新情報 Vol.842)にて、全国の介護事業所に、感染拡大を防止する事業所対応を適切に評価する観点から、今回の新型コロナウイルスにて、普段よりの多くの業務時間・多種にわたる作業の増加(消毒等)・衛生用品の価格高騰により、経営を支援するために特例が通達されました。

それに伴い、7月1日のご利用から特例措置の終了時まで、ご利用者様のご負担を以下のように変更させていただきます。

なお、本書に記載のない事項については、別途交付している重要事項説明書に依るものとし、重要事項説明書と合わせて、当分の間、本書を大切に保管いただきますようお願いいたします。

第一条 当事業所では、「9時30分から16時30分」までの7時間をサービス提供時間としています。通知では、「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点」から「1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能」とされていることを踏まえ、下表の「本取り扱い同意日以降の取扱い」といたします。最大4回分以外の基本単位については、「これまでの取扱い」とおとりいたします。

なお、この取り扱いの変更により、ご利用者のご本人負担額は、1割負担の場合で1か月約100円～400円程度の増額となります。また、ご利用の状況によりこの金額は変動いたしますのであらかじめご容赦ください。

第二条 本書の取扱いに同意の際、居宅介護支援事業所に対して当事業所がご利用者様のお名前、要介護度、現在のサービス提供時間区分、当月の全サービス利用回数、特例によるサービス提供時間区分、特例による時間区分の提供回数について情報提供することについて併せて同意するものとします。

第三条 本書の取扱いは、本書の同意日以降に効力を有するものとします。

ご不明な点がございましたら、下記の担当までお問い合わせください  
至誠会 みどりの風おかべ デイサービス  
担当:河守  
TEL 054-667-3133

# 新型コロナウイルス感染症に伴う特例取扱いに係る利用同意書

みどりの風 通所介護事業所

理事長 三輪誠

みどりの風通所介護事業所（デイサービス）を利用するにあたり、今般のコロナ禍において、厚生労働省より臨時的な取扱いとして示された、令和2年6月1日厚生労働省よりの「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（介護保険最新情報 vol.842）における介護報酬の特例的な取扱いがなされていることについて、同意致します。

令和2年 月 日

## 【ご利用者名】

住 所

氏 名 印

## 【利用者代理人】

※利用ご本人が【ご利用者名】の記入が難しい時のみ、代理の方がご記入ください

住 所

氏 名 印